

大阪府後期高齢者医療広域連合の執務時間に関する規則

〔平成19年1月17日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号

大阪府後期高齢者医療広域連合の執務時間は、大阪府後期高齢者医療広域連合の休日
を定める条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第2号）に規定する休日
を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合の執務時間
に関する規則の規定は平成19年1月17日から適用する。